

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第374号
告示年月日	令和2年4月24日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	II-自-2188(1321002188)
箇所名	亀岡の2
所在地	東松島市野蒜字亀岡
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図 (S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第981号)

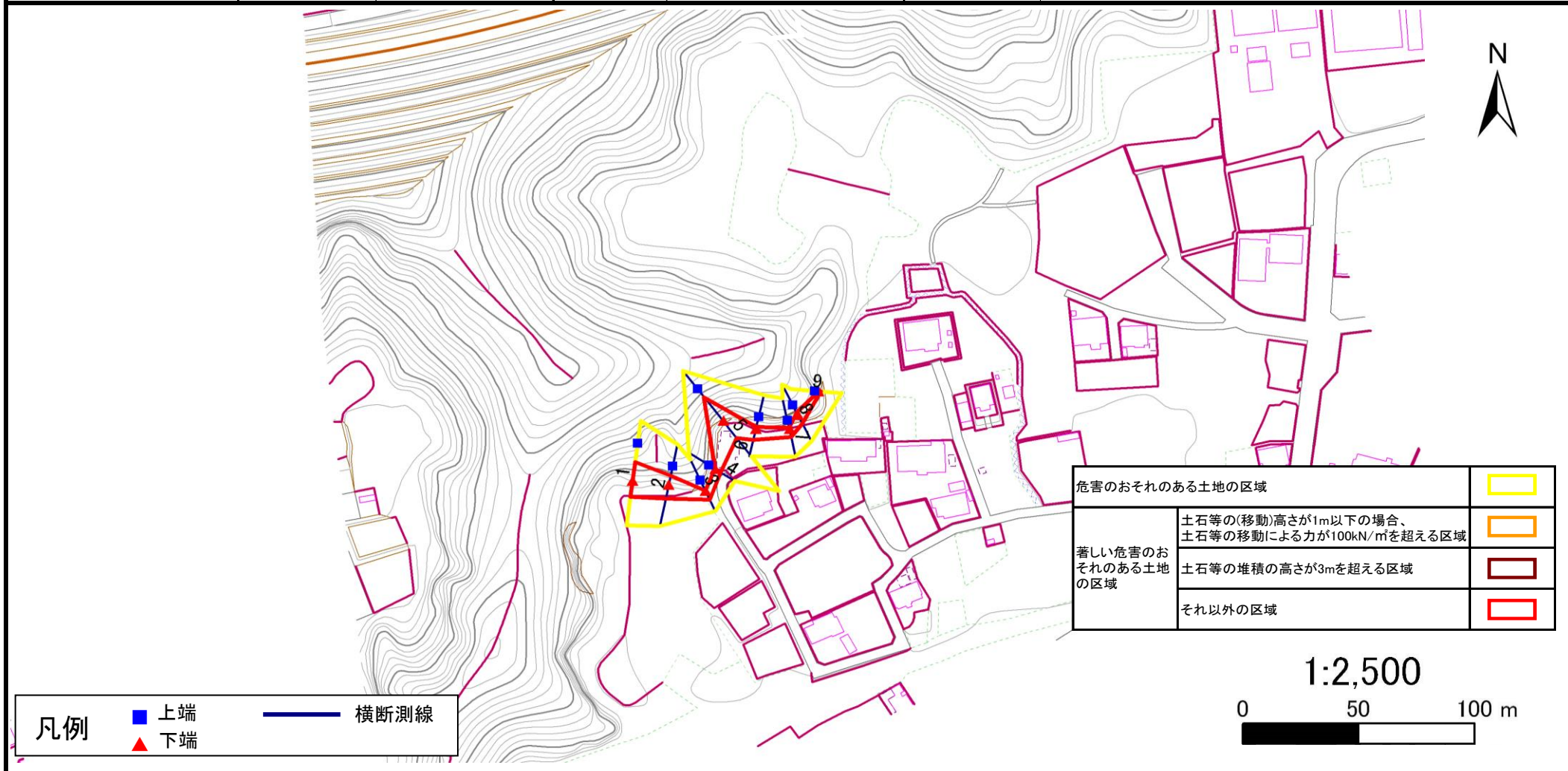
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第374号
告示年月日	令和2年4月24日

危害のおそれのある土地の区域、著しい危害のおそれのある土地の区域の設定図

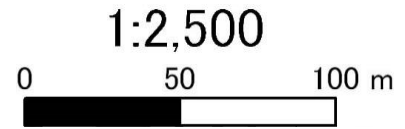
調査年度	平成30年度
------	--------

急傾斜地の位置	箇所番号	II-自-2188(1321002188)	箇所名	亀岡の2	所在地	東松島市野蒜字亀岡
---------	------	-----------------------	-----	------	-----	-----------



危害のおそれのある土地の区域		
著しい危害のおそれのある土地の区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	[Orange Box]
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域	[Red Box]
	それ以外の区域	[White Box]

凡例	■ 上端	— 横断測線
	▲ 下端	



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第374号
告示年月日	令和2年4月24日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	Ⅱ-自-2188(1321002188)		箇所名	亀岡の2		所在地	東松島市野蒜字亀岡		
---------	------	----------------------	--	-----	------	--	-----	-----------	--	--

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	90.8	1.0	-	-	10.3	2.1	~								
2 ~ 3	-	-	81.1	1.0	-	-	10.3	2.1	~								
3 ~ 4	-	-	55.4	1.0	-	-	11.8	2.4	~								
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	13.8	2.8	~								
5 ~ 6	-	-	100.0	1.0	-	-	13.8	2.8	~								
6 ~ 7	-	-	60.4	1.0	-	-	11.7	2.4	~								
7 ~ 8	-	-	53.9	1.0	-	-	11.7	2.4	~								
8 ~ 9	-	-	53.9	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								